

第27期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前11時
（配信開始時間：午前10時30分から）

開催方法

本株主総会は場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として、完全オンライン（インターネット上のみ）での開催となります。

実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでのご出席をお願いいたします。

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

CONTENTS

■ 第27期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	9
■ 事業報告	33
■ 連結計算書類	56
■ 計算書類	80
■ 監査報告書	91



招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/2121/>

株式会社MIXI

証券コード：2121

証券コード：2121
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日：2026年6月4日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア

株式会社MIXI

代表取締役社長 木村 弘毅

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第27期定時株主総会招集ご通知」として株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://mixi.co.jp/ir/stock/meeting/>

電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトアクセスし、「銘柄名（MIXI）」又は「証券コード（2121）」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、本総会は、インターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくことになります。会場は設けることなく実施いたしますので、後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従い、インターネットで「バーチャル出席」をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただかない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送（書面）
による
議決権行使の
場合

詳細は3ページ



「スマート行使」による
議決権行使の場合

詳細は4ページ



インターネット
（電磁的方法）による
議決権行使の場合

詳細は4ページ

敬 具

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前11時 ※午前10時30分頃から配信開始となる予定です。 ※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合には、予備日として2026年6月26日（金曜日）午後3時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイトにて、2026年6月26日（金曜日）午前12時までにお知らせします。
2 開催方法	場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会） ・完全オンライン（インターネット上のみ）での開催となり、実際にご来場いただく会場はございませんので、当社所定のウェブサイトを通じてオンラインでの出席をお願いいたします。 ・ご出席方法は、5～8ページをご覧ください。
3 目的事項	報告事項 (1) 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

- 当日バーチャル出席をいただく際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。事前に議決権行使書を投函される場合には、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（議決権行使書用紙のログインID欄に記載の9桁の数字）」「郵便番号」「所有株式数」を必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2026年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、議決権行使書に記載されている「郵便番号」と実際にお住いの「郵便番号」が相違する場合がございますので、ご注意ください。
- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。また、書面交付請求をいただいた株主様には、法令及び定款に基づき、電子提供措置事項から次の項目を除いた書面をご送付しております。なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、書面の頁番号等が抜けている部分は誤記ではございません。あらかじめご了承ください。
- 「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、本株主総会冒頭に、その旨の決議を行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに上記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前11時

本株主総会当日は、配信画面を通じて議決権を行使いただくことが可能です。議事進行の様子をライブ配信でご覧いただいたうえで、議長の案内に従い、議決権を行使していただきますようお願いいたします。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後7時まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後7時まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

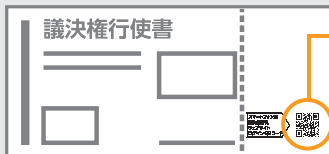
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

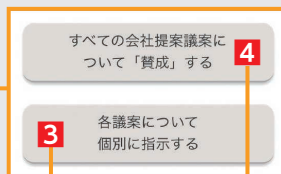


※QRコード※は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

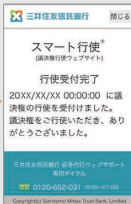
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する



4 全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

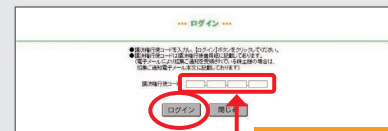
インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

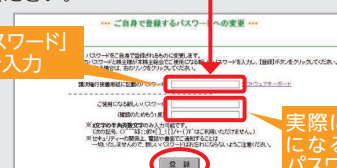


3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」として開催いたします。株主様に実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

1. バーチャル出席に必要な環境について

バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	AndroidOS 最新版	iOS 最新版
ブラウザ	Google Chrome, Microsoft Edge 最新版	Google Chrome, Safari 最新版	Google Chrome 最新版	Safari 最新版

2. 配信日時

2026年6月26日（金曜日）午前11時

※午前10時30分頃から配信開始予定です。

※通信障害等により本株主総会が開催できなかった場合、及び議長が本株主総会の延期又は続行を決定した場合には、予備日である2026年6月26日（金曜日）午後3時00分より、本株主総会を開催いたします。

3. 当日のご出席方法

アクセス先：<https://web.sharely.app/login/mixi-27>
上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、
ライブ配信ページにアクセスしてください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（議決権行使書用紙のログインID欄に記載の9桁の数字）」「郵便番号」「所有株式数」を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※議決権行使書をご投函いただく前に、「株主番号（議決権行使書用紙のログインID欄に記載の9桁の数字）」「郵便番号」「所有株式数」を必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2026年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号」が実際にお住いの「郵便番号」と相違する場合がございますので、ご注意ください。

※ログインに関するご不明点につきましては、以下URLのFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

4. 当日の質問、動議の提出及び議決権行使の方法

(1) 当日の質問方法

ログイン後、視聴画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りいただくことができます。

【受付期間】本株主総会の開始時刻から議長が指示する時刻まで受け付けます。

※ご質問は、お一人様3問まで、また、1問あたり150文字までとさせていただきます。

※本株主総会の進行上の都合やご質問の内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

(2) 動議の提出方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容を入力の上ご送信ください。

(3) 当日の議決権行使方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

事前に書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日ご出席された場合、当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とし、当日に最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとしますが、当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、予めご了承ください。

5. 事前質問の方法

アクセス先：https://web.sharely.app/e/mixi-27/pre_question
上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、
事前質問受付画面にアクセスしてください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



以下の受付期間で事前質問をお受けいたしますので、「3.当日のご出席方法」に記載のアクセス方法に従って
上記アクセス先にログイン後、「事前質問」フォームより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りくだ
さい。

【受付期間】 2026年6月11日（木曜日）～2026年6月19日（金曜日）午後5時00分

※ご質問は1問あたり150文字までとさせていただきます。

※すべてのご質問に対してご説明することができない場合、議長の判断により、株主の皆様のご関心が高い事項について
本株主総会当日にご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。

6. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、本
株主総会に先立って当社に委任状のご提出が必要になりますので、委任状を以下の提出先までご送付くださ
い。委任状の書式につきましては、「3.当日のご出席方法」に記載のアクセス方法に従ってログイン後、「資
料一覧」ボタンよりダウンロードください。

<委任状の提出先>

〒150-6136 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア36F
株式会社MIXI 株主総会事務局宛

<ご提出期限>

2026年6月24日（水曜日）午後6時00分 必着

7. 本株主総会の出席に関する注意事項

- ・本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用いたします。また、本株主総会当日に通信障害が生じた場合でも速やかに復旧可能な体制により運営いたします。
- ・通信障害対策として、インターネットの回線について主回線に加え予備回線を用意しております。また、通信障害等により本株主総会の議事に著しい支障が生じた場合、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭に行います。
- ・通信障害等により本株主総会が開催できなかった場合、及び議長が本株主総会の延期又は続行を決定した場合、予備日（2026年6月26日（金曜日）午後3時00分）に延会、継続会、又は本株主総会を開催いたします。この場合、その旨を当社ウェブサイト「お知らせ」にてお知らせいたします。
- ・議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙をご返信いただく方法により、事前に書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。また、株主様の通信環境の影響による接続不良・遅延・音声のトラブルはサポートできかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・バーチャルオンリー株主総会のご出席に関わる接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またオンライン配信の様態を撮影することはお控えください。
- ・同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、本株主総会の趣旨に反する場合や、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると議長が判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。
- ・本株主総会において対応している言語は、日本語のみとなります。
- ・取得した個人情報につきましては、本株主総会に関する業務の目的以外に使用することはありません。
- ・今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、当社ウェブサイト「株主総会関連資料」にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

8. 第27期定時株主総会 お問合せ窓口

Sharely株式会社 03-6683-7664

受付時間 2026年6月11日（木曜日）以降 午前10時から午後5時まで ※月曜日～金曜日（休日を除く）

ただし、配信日当日（6月26日（金曜日））は、午前10時～総会終了時まで

第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再 任	木 村 弘 毅	代表取締役社長 上級執行役員	100.0% (17回／17回)
2	再 任	島 村 恒 平	取締役 上級執行役員	100.0% (12回／12回)
3	再 任	村 瀬 龍 馬	取締役 上級執行役員	100.0% (17回／17回)
4	再 任	笠 原 健 治	取締役 上級執行役員 Vantageスタジオ本部長	100.0% (17回／17回)
5	再 任	藤 田 明 久	社 外 独 立 取締役	100.0% (17回／17回)
6	再 任	渡 瀬 ひろみ	社 外 独 立 取締役	100.0% (17回／17回)
7	再 任	河 合 俊 明	社 外 独 立 取締役	100.0% (12回／12回)

候補者
番号

1 き むら こう き
木村 弘毅

再 任

生年月日	1975年12月9日生
所有する当社の株式数	1,421,381株
取締役在任年数	11年
取締役会出席状況	100% (17回/17回)



■ 略歴、地位及び担当

2003年2月	株式会社モバイルプロダクション 入社	2015年6月	当社取締役
2005年3月	株式会社インデックス 入社	2015年8月	当社エックスフラッグスタジオ本部長
2008年6月	当社入社	2017年4月	当社XFLAG事業本部本部長
2012年8月	当社プロダクト開発部プロダクトオーナー	2018年4月	当社執行役員
2013年11月	当社モンスタースタジオプロデューサー	2018年6月	当社代表取締役社長（現任）
2014年4月	当社モンスタースタジオ部長	2022年4月	当社上級執行役員（現任）
2014年11月	当社執行役員		
2015年1月	当社モンスタースタジオ本部長		

■ 取締役候補者とした理由

木村弘毅氏は、2014年に当社執行役員に就任して以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの業績向上に大きく貢献した実績があり、2018年6月の当社代表取締役就任後は、当社グループの企業価値向上に向けた取組みを牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏の優れたリーダーシップ、プラットフォームビジネス及びテクノロジー・AI領域に関する知見、M&A・PMI、コーポレート・ガバナンスの推進力を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番 号

2

しま むら こう へい
島村 恒平

再 任

生年月日	1981年6月13日生
所有する当社の株式数	108,229株
取締役在任年数	1年
取締役会出席状況	100% (12回／12回)



■ 略歴、地位及び担当

2004年 4 月	株 式 会 社 USEN（現 株 式 会 社 USEN-NEXT HOLDINGS） 入 社	2017年10月	当社経営推進本部 経営企画室 室長
2008年 5 月	IBMビジネスコンサルティングサービス株式会 社（現 日本アイ・ビー・エム株式会社） 入 社	2019年 4 月	当社経営企画本部 本部長
2011年10月	グリー株式会社（現 グリーホールディングス株 式会社） 入 社	2020年 4 月	当社執行役員/経営推進本部 本部長
2016年 4 月	当社入社	2023年 3 月	ビットバンク株式会社 社外取締役
		2023年 4 月	当社上級執行役員（現任）
		2025年 6 月	当社取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

島村恒平氏は、経営企画及び経営管理をはじめとした当社管理部門の役職を歴任し、現任のCFOとして経理、財務、IRなどの機能を所管するとともに、当社グループの経営戦略立案や資本コスト経営の高度化を牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏の財務会計、事業ポートフォリオマネジメント・資本政策、M&A・PMI、組織・人材開発、並びにガバナンス・情報開示及びコンプライアンス・内部統制に関する豊富な知識と経験を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者 番 号	3	むら せ たつ ま 村瀬 龍馬	再 任
生年月日	1985年9月13日生		
所有する当社の株式数	364,730株		
取締役在任年数	7年		
取締役会出席状況	100% (17回／17回)		



■ 略歴、地位及び担当

2005年 1 月	株式会社イー・マーキュリー（現 当社） 入社	2018年 1 月	当社XFLAG開発本部（現 開発本部） 本部長
2009年12月	株式会社KH2O 取締役	2018年 4 月	当社執行役員
2012年 1 月	有限会社キュー・ゲームス 入社	2019年 6 月	当社取締役（現任）
2013年 2 月	当社入社	2021年 1 月	当社デザイン本部本部長
2014年 5 月	当社クロスファンクション本部 システム統括室 第2グループマネージャー	2022年 4 月	当社上級執行役員（現任）
2016年 7 月	当社エックスフラッグスタジオ本部 ゲーム開発室室長		

■ 取締役候補者とした理由

村瀬龍馬氏は、開発部門をはじめとして当社技術部門の本部長職を歴任し、当社グループの全社的なAI活用及びコーポレートDXを牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のテクノロジー・AI、組織・人材開発及び情報セキュリティに関する豊富な知識と経験を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

かさ はら けん じ
笠原 健治

再 任

生年月日	1975年12月6日生
所有する当社の株式数	32,521,900株
取締役在任年数	27年
取締役会出席状況	100% (17回／17回)



■ 略歴、地位及び担当

1999年6月	有限会社イー・マーキュリー（現 当社）設立 同社取締役	2011年4月	株式会社ミクシィ・リクルートメント （2022年社名変更：株式会社 MIXI RECRUITMENT）代表取締役
2000年10月	株式会社イー・マーキュリー（現 当社）に 組織変更 同社代表取締役社長	2011年7月	当社執行役員
2006年2月	株式会社ミクシィ（現 当社）に商号変更 当社代表取締役社長	2013年6月	当社取締役会長
2008年5月	上海明希網絡科技有限公司 董事長	2016年4月	当社Vantageスタジオ本部長（現任）
2008年10月	株式会社ネクスパス（現 株式会社トーチライト） 代表取締役	2018年4月	当社執行役員
		2021年6月	当社取締役（現任）
		2022年4月	当社上級執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

笠原健治氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務めていたことから、当社グループの経営及び業務全般に対し深い知識・経験を有しており、当社代表取締役社長退任後も、当社企業理念を体現する存在として、これまでに培った知識・経験をもとに当社の新規事業開発を牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏の当社企業理念に根ざした責任ある事業運営への誠実な姿勢、並びにプラットフォームビジネス、テクノロジー・AI及びM&A・PMIに関する豊富な知識と経験を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

ふじ た あき ひさ
藤田 明久

再任

社外

独立

生年月日	1965年11月17日生
所有する当社の株式数	658株
取締役在任年数	4年
取締役会出席状況	100% (17回/17回)



■ 略歴、地位及び担当

1991年4月	株式会社電通 入社	2018年6月	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長
1996年7月	株式会社サイバー・コミュニケーションズ (現 株式会社CARTA ZERO) 取締役	2021年4月	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 取締役
2000年6月	株式会社ディーソー コミュニケーションズ (現 株式会社D2C) 代表取締役社長	2022年6月	インフォコム株式会社 社外取締役
2010年6月	株式会社電通デジタル・ホールディングス (現 株式会社電通イノベーションパートナーズ) 専務取締役	2022年6月	当社取締役 (現任)
2014年6月	株式会社ぐるなび 代表取締役副社長	2023年5月	サインポスト株式会社 社外取締役 (現任)
2017年6月	株式会社ぱど (現 株式会社中広メディアソリューションズ) 取締役副社長	2024年9月	株式会社リップス 社外取締役 (現任)
		2025年12月	株式会社イルグルム 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

サインポスト株式会社 社外取締役
株式会社リップス 社外取締役
株式会社イルグルム 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田明久氏は、広告事業・デジタルメディア事業及び観光関連事業等において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たせるものと判断しております。また、当社指名・報酬委員会の委員長として、指名・報酬領域における議論を牽引しております。当社取締役会といたしましては、同氏が有する事業ポートフォリオマネジメント・資本政策、M&A・PMI、組織・人材開発、ガバナンス・情報開示に関する豊富な経験と知見に基づき、客観的かつ独立した視点から当社の業務執行等を監督する役割を期待しており、それらが当社グループのさらなる成長に資するものと判断したことから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

藤田明久氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

6

わた せ ひ ろ み
渡瀬 ひろみ
(現姓：大塚)

再任

社外

独立

生年月日	1964年11月14日生
所有する当社の株式数	329株
取締役在任年数	2年
取締役会出席状況	100% (17回／17回)



■ 略歴、地位及び担当

1988年 4月	株式会社リクルート 入社	2018年 6月	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役
2011年 4月	株式会社アーレア設立 同社代表取締役（現任）	2019年 9月	株式会社ディー・エル・イー 社外取締役
2013年 4月	株式会社トライアムパートナーズ設立 同社代表取締役	2020年 4月	森ビル株式会社 虎ノ門ヒルズビジネスインキュベーションセンターARCH チーフインキュベーションオフィサー（現任）
2014年 6月	株式会社ぱど（現 株式会社中広メディアソリューションズ） 代表取締役	2021年 9月	開志専門職大学 客員教授（現任）
2016年 5月	マックスバリュ西日本株式会社（現 株式会社フジ） 社外取締役（現任）	2022年 5月	株式会社カスミ 社外取締役（現任）
2016年 6月	株式会社パートナーエージェント（現 タメニー株式会社） 社外取締役	2022年 6月	学校法人 慈恵大学理事（現任）
2017年 1月	株式会社トライアムパートナーズ 取締役	2024年 6月	当社取締役（現任）
		2025年 2月	日置電機株式会社 社外取締役（現任）
		2025年 6月	ソニーペイメントサービス株式会社（現 SP.LINKS株式会社） 社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社アーレア 代表取締役
株式会社フジ 社外取締役
日置電機株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡瀬ひろみ氏は、数多くの企業において経営者として企業経営に従事し、新規事業創出を主軸とした経営支援経験も多数有しており、企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たせるものと判断しております。当社取締役会といたしましては、同氏が有するプラットフォームビジネス、M&A・PMI、組織・人材開発、ガバナンス・情報開示に関する豊富な経験と知見に基づき、客観的かつ独立した視点から当社の業務執行等を監督する役割を期待しており、それらが当社グループのさらなる成長に資するものと判断したことから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

渡瀬ひろみ氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

7

かわ い とし あき
河合 俊明

再任

社外

独立

生年月日	1959年11月1日生
所有する当社の株式数	269株
取締役在任年数	1年
取締役会出席状況	100% (12回／12回)



■ 略歴、地位及び担当

1982年 4 月	株式会社東京放送（現 株式会社 TBSホールディングス）入社	2016年 4 月	株式会社TBSホールディングス 常務取締役
2012年 4 月	株式会社TBSテレビ 技術局長	2018年 6 月	同社代表取締役専務取締役 株式会社TBSテレビ 代表取締役専務取締役
2013年 4 月	同社執行役員 技術局長	2020年 6 月	株式会社TBSホールディングス 代表取締役 株式会社TBSテレビ 取締役副社長
2014年 2 月	同社執行役員	2024年 6 月	同社エグゼクティブアドバイザー
2014年 3 月	同社取締役	2025年 6 月	同社顧問（現任）
2014年 4 月	株式会社TBSホールディングス 執行役員	2025年 6 月	当社取締役（現任）
2014年 6 月	同社取締役		
2015年 4 月	株式会社TBSテレビ 常務取締役		

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河合俊明氏は、メディア事業において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たせるものと判断しております。当社取締役会といたしましては、同氏が有するプラットフォームビジネス、事業ポートフォリオマネジメント・資本政策、M&A・PMI、ガバナンス・情報開示に関する豊富な経験と知見に基づき、客観的かつ独立した視点から当社の業務執行等を監督する役割を期待しており、それらが当社グループのさらなる成長に資するものと判断したことから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

河合俊明氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式数」には、当社役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しており、2026年3月31日現在のものであります。
3. 当社は、藤田明久氏、渡瀬ひろみ氏及び河合俊明氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が再任された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2026年9月の更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 渡瀬ひろみ氏は、戸籍上の氏名は大塚ひろみ氏ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
6. 笠原健治の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社マーキュリー・リーフが所有する株式数2,000,000株及び株式会社マーキュリー・スプラウトが所有する株式数2,000,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

当社の監査体制の一層の強化のため、監査役を増員したく、監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 ひら お とも ゆき
平尾 智是

新任

社外

独立

生年月日	1965年11月8日生
所有する当社の株式数	0株
監査役在任年数	0年
取締役会出席状況	－%（－回／－回）
監査役会出席状況	－%（－回／－回）



■ 略歴及び地位

1993年4月	株式会社電通（現 株式会社電通グループ）入社	2023年1月	株式会社電通コーポレートワン 入社（2026年6月退職予定）
2006年6月	株式会社フロンテッジ 出向 同社営業部長	2023年3月	株式会社電通クリエイティブフォース （現 株式会社電通クリエイティブフォース） 監査役
2010年10月	株式会社電通（現 株式会社電通グループ）復職 同社経営企画局 担当部長		株式会社電通ランウェイ 監査役 株式会社電通キャストイングアンドエンタテインメント 監査役（2026年6月退職予定） 株式会社電通そらり 監査役（2026年6月退職予定）
2017年3月	同社監査室 株式会社アドギア 他 同社グループ会社13社の 監査役を歴任	2026年3月	株式会社電通名鉄コミュニケーションズ 監査役（2026年6月退職予定）

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 社外監査役候補者とした理由

平尾智是氏は、広告業界での職務を通じたIR・内部統制・コンプライアンス・ガバナンス領域での知識・経験を有するとともに、事業会社での監査役を歴任されており、企業活動に関する豊富な見識・経験を有しております。これらの経験・知識等を、当社の監査体制のさらなる強化に活かすべく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 独立性に関する事項

平尾智是氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 平尾智是氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。平尾智是氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	かん ばら 神原 あゆみ	社 外	独 立
生年月日	1979年5月19日生		
所有する当社の株式数	0株		
監査役在任期間	0年		
取締役会出席状況	-% (-回 / -回)		
監査役会出席状況	-% (-回 / -回)		



■ 略歴及び地位

- 2009年12月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 2010年 1 月 弁護士法人松尾総合法律事務所 入所
- 2022年 1 月 弁護士法人松尾総合法律事務所 パートナー（現任）
- 2023年 7 月 株式会社オッドナンバー 社外監査役
辰野株式会社 監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 補欠監査役候補者とした理由

神原あゆみ氏は、弁護士として培われた企業法務、訴訟等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、これらの経験・知識等を当社の監査体制に活かすべく、補欠監査役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 独立性に関する事項

神原あゆみ氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 神原あゆみ氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。神原あゆみ氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第17期定時株主総会及びこれに対する2023年6月21日開催の第24期定時株主総会における変更により、月例報酬と株式報酬を付与するための金銭報酬債権を併せて年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社が次の成長フェーズに進むにあたり、中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を一層強化することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、予め定める1事業年度（以下、「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度等に応じて算定される報酬額に基づく数の当社普通株式であって、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従うもの（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記3.にて定義されます。以下同じです。）につき500百万円以内として設定したいと存じます。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものとしております。本制度に基づき各対象期間において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限である25万株は、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）65,106,446株に対する割合が約0.38%であり、2023年6月21日開催の第24期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式の上限株式数（年間30万株）と合算した場合でも、上記発行済株式総数に対する割合は約0.84%であり、希薄化の影響は限定的であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、所要の変更を行うことを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであることから、相当な内容であると考えております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、対象取締役は3名となります。

記

【本制度の概要】

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることになります。そのため、各対象期間の開始時点では、各対象取締役に對して、譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び交付する譲渡制限付株式の数は確定しておりません。

また、金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記4.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式（従前の譲渡制限付株式を除く。）の総数25万株を、各対象期間について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

① 当社は、基準となる報酬額や業績目標達成度の算出方法を予め定めたうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間中に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間に係る当社定時株主総会までの期間（以下、「対象期間」といいます。）の勤務期間に応じて算定される報酬額に基づく数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。

② 業績評価期間中に、対象取締役が死亡その他正当な理由により当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役（死亡により退任又は退職した場合には当該対象取締役の承継者となる相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

一方、業績評価期間終了後、本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡その他正当な理由により当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、当社取締役会が予め決定する業績目標を達成することが合理的に見込まれる場合に限り、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役（死亡により退任又は退職した場合には当該対象取締役の承継者となる相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

③ 業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

一方、業績評価期間終了後、本制度に基づく株式交付の日より前に、組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、当社取締役会が予め決定する業績目標を達成することが合理的に見込まれる場合に限り、金銭報酬債権について現物出資させることなく、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

④ 対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由によらず当社グループの取締役、上級執行役員、執行役

員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（取締役会において定めます。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式及び金銭は交付されません。

4.譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役（以下、「割当対象者」といいます。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものいたします。

(1)譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日（以下、「組織再編等効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、割当対象者の在任期間等を考慮して合理的に算定される数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(5)マルス・クローバック条項

当社は、譲渡制限期間中及び譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令又は社内規定等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、本制度に基づく当社普通株式又は金銭報酬債権の交付を受ける権利の全部又は一部を没収し、又は、対象取締役に割当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社普通株式の全部又は一部を無償取得いたします。

また、当該株式が処分されている場合は、対象取締役に対して処分行為時における当該株式の価額に相当する金額の支払を請求することができます。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2004年8月26日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とすることについてご承認いただき今日に至っておりますが、当社グループの事業規模の拡大や経済情勢の変化に伴い、今後さらに監査役の職務範囲が拡大し、その役割や責務が増大していくことが考えられます。こうした状況を踏まえ、役割や責務に応じた適正な報酬水準を実現するため、上記の報酬額を改定させていただきたいと存じます。

つきましては、これまでの支給実績及び監査役の員数等を総合的に勘案し、年額75百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる監査役の員数は4名となります。

なお、監査役の報酬については、引き続き、固定報酬である基本報酬のみといたします。

以上

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役のスキルマトリックス

各取締役候補者・監査役候補者の保有するスキルのうち、当期に特に発揮を期待するものは以下のとおりです。なお、各期の方針に基づき見直しを行っております。

役職		取締役							監査役			
氏名		木村 弘毅	島村 恒平	村瀬 龍馬	笠原 健治	藤田 明久	渡瀬 ひろみ	河合 俊明	西村 裕一郎	平尾 智是	上田 望美	高山 清子
						社外 独立	社外 独立	社外 独立	社外 独立	社外 独立	社外 独立	社外 独立
男性/女性		男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	男性	男性	女性	女性
事業 ドメイン	プラットフォーム ビジネス	●			●		●	●				
	テクノロジー・AI	●		●	●							
経営 機能	事業ポートフォリオ マネジメント・ 資本政策		●			●		●				
	M&A・PMI	●	●		●	●	●	●				
	組織・人材開発		●	●		●	●					
監督・ 統治	ガバナンス・ 情報開示	●	●			●	●	●	●	●	●	●
	財務会計		●									●
	コンプライアンス・ 内部統制		●	●	●				●	●	●	●

(注) 1. 上記一覧表には、現任の監査役も含まれております。

各スキルの詳細はそれぞれ以下のとおりです。

スキル	詳細
プラットフォームビジネス	エコシステム・プラットフォーム構築と運営、IP/コンテンツの価値最大化
テクノロジー・AI	事業戦略の技術的実現性の判断、イノベーション創出に向けた戦略立案・推進体制の構築
事業ポートフォリオマネジメント・資本政策	資本コスト経営の推進、資本政策、事業ポートフォリオの構成・資源配分による企業価値の拡大
M&A・PMI	投資対象の価値見極め、シナジー創出・統合効果の最大化
組織・人材開発	企業理念を体現する組織・人材の開発、仕組みづくり
ガバナンス・情報開示	コーポレートガバナンス体制の構築・運用・監督、財務・非財務情報の開示、IR・統合報告
財務会計	財務報告の正確性・信頼性の確保、会計監査の実効性
コンプライアンス・内部統制	法令遵守体制の構築・運用、内部統制・サイバーセキュリティを含む情報セキュリティの有効性確保

各スキルに特に関連するマテリアリティはそれぞれ以下のとおりです。

スキル	マテリアリティ							
	機会			リスク		コーポレート		
	コミュニケーションの場と機会の創出	イノベーションの促進	地域社会との共栄	健全なITサービスの運営	安全・安心なスポーツイベントの運営	情報セキュリティとプライバシー	ダイバーシティ、イガティ&インクルージョン	ガバナンス強化
プラットフォームビジネス	●	●	●	●	●			
テクノロジー・AI	●	●	●	●		●		
事業ポートフォリオマネジメント・資本政策	●	●	●					
M&A・PMI	●	●	●					
組織・人材開発	●	●					●	
ガバナンス・情報開示				●	●		●	●
財務会計				●	●			●
コンプライアンス・内部統制				●	●	●	●	●

(注) 1. 当社は、企業活動を通して実践するテーマとして8つのマテリアリティ（当社が取り組むべき重要な社会課題）を設定しております。詳細については、当社ウェブサイト（<https://mixi.co.jp/sustainability/>）をご参照ください。

【ご参考】当社の独立性判断基準について

当社は、証券取引所が定める「独立性基準」に加え、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断することとしております。

- (1) 当社及び当社子会社の業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（注1）の業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 当社の主要株主（注3）、又は、当該主要株主における業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先や取引銀行における業務執行者
- (6) 当社の主幹事証券における業務執行者
- (7) 当社の監査法人における業務執行者
- (8) 上記（1）～（3）の近親者（注4）
- (9) 過去3年間に於いて（1）～（7）に該当していた者

注1：「当社の定める基準を超える取引先」とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先を指します。

注2：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

注3：「主要株主」とは、金融商品取引法第163条第1項に規定される「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している」株主を指します。

注4：「近親者」とは二親等以内の親族をいいます。

【ご参考】コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

● コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置づけております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役及び監査役会による取締役の職務執行に対する監視機能の充実、職務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることに注力しております。

また、当社は、継続して経営の透明性や公正性を高めるために、法定開示書類の提示を適切に行うとともに、当社ウェブサイト等を利用したIR活動を積極的に実施する方針であります。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書は、当社ウェブサイト
(<https://mixi.co.jp/sustainability/materiality/governance/overview/>) に掲載しております。

● コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

■ 取締役及び取締役会

第1号議案が承認可決されますと、当社取締役会は、社内取締役4名（うち女性0名）、社外取締役3名（うち女性1名）の計7名で構成されることとなります。原則として毎月1回定期的に取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

当事業年度において取締役会は17回実施され、法令又は社内規程に定める重要な業務執行の決定（自己株式の取得、中間配当の実施、大型M&Aの実行、執行体制の構築、人事制度及び報酬制度の見直し、職務権限規程等の重要な規程の改定等）の他、経営戦略及び執行状況の報告を踏まえた議論を行いました。加えて、取締役会の戦略・監督関連機能の強化の方針の下、重要な投資やM&A案件に関する継続的な進捗及び統合状況の確認、子会社における過年度の不正事案を踏まえた内部統制及びガバナンス体制の整備及び強化に関する事項等について議論を行い、監督機能の実効性向上に努めました。また、投資家とのコミュニケーション状況及びサステナビリティに関する取り組み状況についてのモニタリングを定期的に実施いたしました。

なお、当事業年度における取締役会への出席状況は以下のとおりです。

議長	（社内取締役）：木村 弘毅	100%（17/17回）
	（社内取締役）：島村 恒平	100%（12/12回）
	（社内取締役）：村瀬 龍馬	100%（17/17回）
	（社内取締役）：笠原 健治	100%（17/17回）
	（社外取締役）：藤田 明久	100%（17/17回）
	（社外取締役）：渡瀬 ひろみ	100%（17/17回）
	（社外取締役）：河合 俊明	100%（12/12回）

- (注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しています。
 2. 社外取締役の3名全員が独立役員に指定されています。
 3. 当事業年度末日時点の構成員となります。

■ 経営会議

当社経営会議は、社内取締役を主たる構成員とする会議体であり、事業運営に係る重要な討議や意思決定を行っております。原則として毎週1回定期的に開催しておりますが、必要がある場合には随時開催することとしております。なお、経営会議の内容は、適宜社外役員に共有しております。

■ 監査役会

第2号議案が承認可決されますと、当社監査役会は、独立性を有する社外監査役4名（うち女性2名）で構成されることとなります。監査役及び監査役会は、内部監査（人又は室）及び会計監査人らと連携しながら年度計画に基づく監査を実施し、当該監査結果及び内容について月1回以上開催する監査役会で協議のうえ、取締役会又は取締役に対し適宜意見を述べ経営の健全性・効率性が確保されるよう努めます。

■ 指名・報酬委員会

当社は、取締役（社外取締役を除く）の個別の人事案に関する事項や報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び客観性を強化することを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の審議範囲は以下のとおりです。

- (1) 取締役の個別の人事案（選任・解任に関する事項を含む）及び人事に関する基本方針案
- (2) 取締役の報酬制度に関する基本方針案
- (3) 取締役の報酬枠案（算定方法を含む）
- (4) 取締役の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む）
- (5) その他取締役社長からの諮問事項

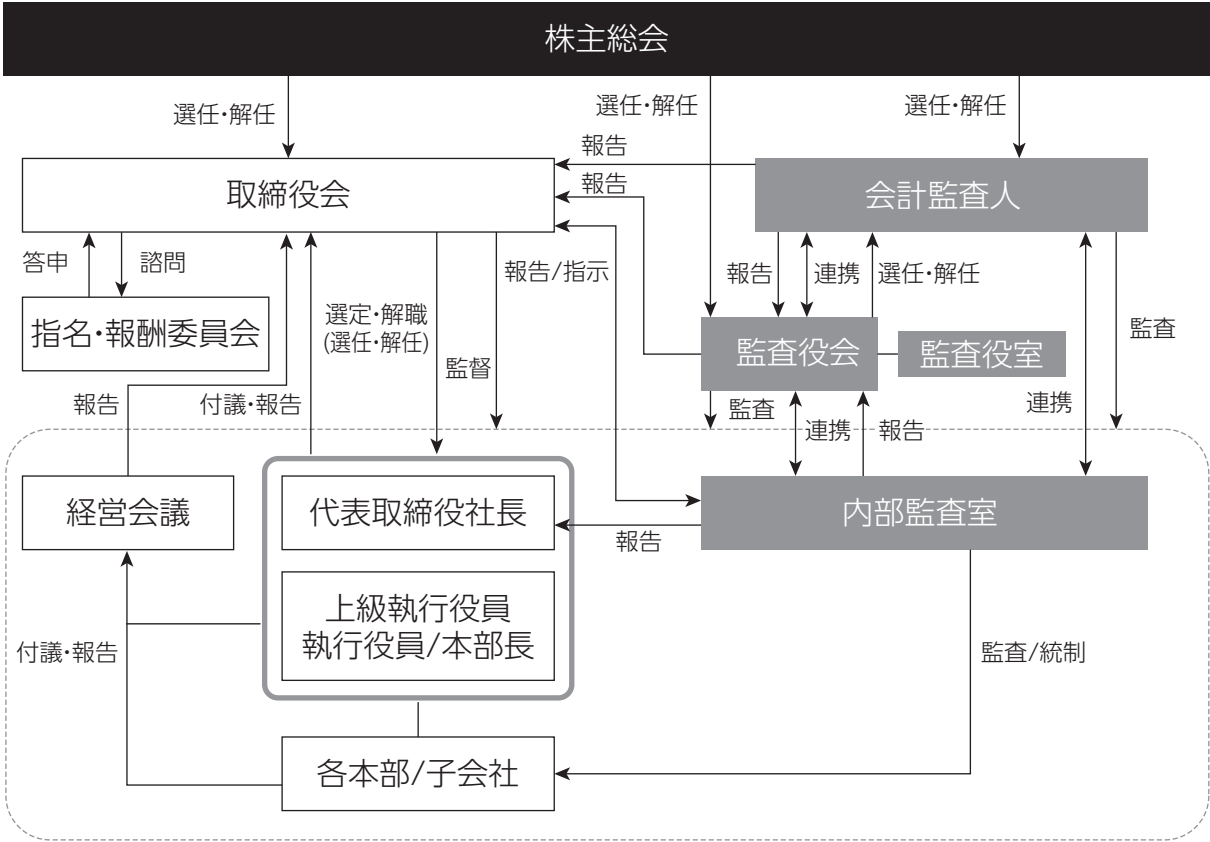
当事業年度において、指名・報酬委員会は7回開催され、取締役の評価、取締役の個別の人事案、取締役の個人別報酬額案、取締役の報酬構成に関する審議を行い、またサクセッションプランの取り組みについても協議を行いました。

なお、当事業年度における指名・報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員5名のうち3名を社外取締役とする体制としております。各委員の出席状況は以下のとおりです。

<指名・報酬委員会の委員構成>

委員長	（社外取締役）：藤田 明久	100%（7/7回）
委員	（社外取締役）：渡瀬 ひろみ	100%（7/7回）
委員	（社外取締役）：河合 俊明	100%（5/5回）
委員	（社内取締役）：木村 弘毅	100%（7/7回）
委員	（社内取締役）：島村 恒平	100%（5/5回）

- (注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しています。
2. 当事業年度末日時点の構成員となります。



● 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を毎年継続的に実施しております。

■ 取締役会実効性評価の方法

2026年1月から2026年2月にかけて、取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象にアンケートを実施いたしました。匿名性を確保するため、外部機関へ直接回答する方法を採用しています。外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、2026年4月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。

＜アンケートの主要項目＞

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・経営戦略・経営計画
- ・内部統制・リスク管理
- ・取締役・監査役に対する支援体制
- ・指名・報酬委員会の評価
- ・株主（投資家）との対話

■ 取締役会の実効性に関する自己分析・評価結果の概要

アンケートの回答からはおおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性が確保されているものと自己評価いたしました。特に、下記の点が高く評価されています。

- ・取締役会の開催頻度・審議時間は適切に確保されており、自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている
- ・財務面において十分に裏付けされた報告、株主・投資家との対話内容のフィードバックなど、取締役・監査役の職務執行に必要な情報が提供されている
- ・取締役会は、代表取締役社長や経営会議（社内取締役を主たる構成員とする執行に関する会議体）等への権限委譲が妥当である事項を適切に委任しており、取締役会の審議に必要な時間を十分に確保している
- ・経営会議での業務執行の決定は、経営戦略に則っている

これらに留まらず、前事業年度における取締役会評価との比較において、改善に向けて重点的に取り組んだ事項を中心に全般的な評点の向上が見られ、改善活動を通じ、取締役会の機能が適切に発揮されていることを確認いたしました。

■ 取締役会の実効性向上に向けた当事業年度の取り組み

取締役会及び取締役会事務局は、前事業年度の実効性評価の結果を踏まえ、以下の点に取り組みました。

- ・効果的な情報提供体制の確立
各種AIツールと連携した情報共有環境を整備し、取締役会当日の付議資料だけでなく関連する情報に広くアクセス可能とすることで、取締役が上程議案の背景を迅速に把握できる体制を確立いたしました。
また、前年度より引き続き、各議題については経営会議等で事前に審議し、その審議内容を要約した資料を取締役会前に共有し、取締役会冒頭で議長より説明することで、議論の効率化を促進いたしました。
- ・中長期での成長に向けた議論の充実
取締役会における中期経営計画のモニタリングに関しては、主要業績指標に比重を置くよう報告内容を改善いたしました。また、経営上の意思決定プロセスの質の向上のため、取締役会とは別に四半期に一度、議論の場を設けました。この議論の場で、中期ビジョン、グループガバナンスの高度化、取締役会のあり方についての議論など、当社の中長期的な成長に貢献する議論を実施いたしました。

- ・グループガバナンスに関するモニタリングの強化
不正リスクに対するグループ横断的な対応体制の強化により、リスク管理体制の高度化を図るとともに、海外子会社のPMI進捗状況を定期的に報告するなど、子会社の経営状況の可視化及び監督機能の強化を推進いたしました。
- ・当社に適した取締役会のあり方の模索
AI技術の発展や海外事業の積極的な拡大による経営環境の大きな変化を踏まえ、経営の意思決定と執行を加速させるべく、取締役体制・執行体制を刷新いたしました。また、ガバナンスのさらなる強化のため、指名・報酬委員会の委員長に独立社外取締役を選任し、手続きの客観性及び透明性を向上させました。同委員会では、取締役の人材要件見直しやピアレビューの導入により指名・評価制度を刷新したほか、持続的な企業価値向上を牽引する体制の構築のため、中長期戦略と連動する新たな報酬制度（STI/LTIの導入や変動報酬比率の引き上げ）を導入することを決定いたしました。

■ 今後の取り組み

今後については、中長期での成長に向けた議論の充実やグループガバナンスに関するモニタリングの強化、当社に適した取締役会のあり方を模索するとともに、議論の質と効率に関するさらなる改善要望があったことを踏まえ、取締役会の議論の質を高める施策の強化を重点的に取り組むべき課題として認識しております。今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会全体の実効性の向上に努めてまいります。

● 取締役に対するピアレビュー

当社では、取締役役個人の貢献とコンピテンシーについて、多角的な視点からフィードバックを行い、一人ひとりの「気づき」と「相互理解」を促すことを目的として、当事業年度より取締役に対するピアレビューを実施しております。本ピアレビューを通じて得られた示唆を踏まえ、各取締役に期待する役割と専門性をより明確化することで、取締役会全体としての実効性の向上を目指しております。

● その他のコーポレート・ガバナンス体制を補完する取り組み

当社では、取締役会の実効性向上を目的として、以下のような任意の会合を開催し、議論及び情報共有の機会を設けております。

■ 役員情報共有会

当社は、取締役会とは別に社外取締役、社外監査役、社内取締役及び上級執行役員が一堂に会する議論の場を四半期に一度設け、経営戦略や取締役会への上程を予定している議題等について情報共有するとともに、それらの議題についてより深く議論するための時間を確保しております。

● 取締役の選任方針及び指名手続き

当社は、取締役（社外取締役を除く）候補選任に関する方針を以下のとおり定めております。

- 取締役（社外取締役を除く）の人事案については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成され

るよう留意するものとする。

- 取締役（社外取締役を除く）のうち、業務執行を担当する者の人事案については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、先見性のある、的確・適切かつ迅速に経営判断・業務の執行を行うことができる者を選任するよう留意するものとする。

取締役（社外取締役を除く）候補者は、この方針に従って選定し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しております。

社外取締役候補者の指名については、知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意しております。

- 役員報酬決定の方針及び手続き

事業報告の「4.会社役員に関する事項」における「4.報酬の決定方針に関する事項」に記載の内容をご確認ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の売上高は171,369百万円（前年同期比10.7%増）となりました。また、EBITDAは31,176百万円（同1.6%減）、営業利益は22,256百万円（同16.3%減）、経常利益は24,700百万円（同6.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17,270百万円（同1.9%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

【事業セグメント別の売上高】

事業区分	第26期		第27期		前年同期比 増減率(%)
	売上高 (百万円)	構成比(%)	売上高 (百万円)	構成比(%)	
デジタルエンターテインメント事業	94,082	60.8	83,889	49.0	△10.8
スポーツ事業	40,206	26.0	65,848	38.4	63.8
ライフスタイル事業	14,795	9.5	17,159	10.0	16.0
投資事業	5,696	3.7	4,440	2.6	△22.0
調整額	66	0.0	31	0.0	△53.3
合 計	154,847	100.0	171,369	100.0	10.7

（注）調整額には各セグメントに配分していない全社売上が含まれております。

（事業セグメントの利益の測定方法）

事業セグメントの利益の測定方法は、減価償却費及びのれん償却額を考慮しない営業利益ベースの数値（EBITDA）としております。

デジタルエンターテインメント事業

デジタルエンターテインメント事業は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」を主力として収益を上げております。「モンスターストライク」は、MAUが減少したことにより、前年同期と比較して売上高が減少しております。当社独自の決済チャネルである「モンスターWebショップ」経由の決済が増加したことから手数料が減少しコスト効率化が進んだものの、地上波アニメ放映等、一時的な広告宣伝費が発生したことにより、セグメント利益は減少しております。

この結果、当事業の売上高は83,889百万円（前年同期比10.8%減）、セグメント利益は43,050百万円（同2.8%減）となりました。

スポーツ事業

スポーツ事業では、主にベッティング事業、観戦事業を運営しております。ベッティング事業におきましては、オーストラリア及びカナダでスポーツベッティング事業を展開しているPointsBet Holdings Limitedが2025年9月に当社グループに加わっており、2025年10月以降の業績が当事業のセグメント業績に含まれております。PointsBet Holdings Limitedの連結子会社化による増収に加え、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のオンライン車券販売高の増加及び株式会社チャリ・ロトの車券販売高や競輪場運営の包括受託料の伸長により、前年同期と比較して増収増益となっております。観戦事業は、千葉ジェッツにおいて、前年の「LaLa arena TOKYO-BAY」開業により、チケット販売の伸長やスポンサー収入が拡大したこと等により、前年同期と比較して増収増益となりました。

この結果、当事業の売上高は65,848百万円（前年同期比63.8%増）、セグメント利益は5,088百万円（同154.5%増）となりました。

ライフスタイル事業

ライフスタイル事業では、家族向け写真・動画共有アプリ「家族アルバム みてね」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」、SNS「mixi」「mixi2」を中心に各種サービスを運営しております。「家族アルバム みてね」におきましては、市場の縮小により年賀状サービスは減収となったものの、注力領域（みてねプレミアム、写真プリント、みてねみまもりGPS、広告）の売上は伸長しており、前年同期と比較して増収、黒字転換となりました。

この結果、当事業の売上高は17,159百万円（前年同期比16.0%増）、セグメント利益は876百万円（前年同期はセグメント損失128百万円）となりました。

投資事業

投資事業では、スタートアップやベンチャーキャピタルへの出資を行っております。当期においては、当社グループが出資するファンドからの分配金収入がありましたが、前年同期においてタイミー株式の売却益を計上しているため、前年同期と比較して減収減益となりました。

この結果、当事業の売上高は4,440百万円（前年同期比22.0%減）、セグメント利益は1,001百万円（同49.4%減）となりました。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (2025年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	146,867	146,868	154,847	171,369
経常利益	(百万円)	18,250	15,669	26,511	24,700
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	5,161	7,082	17,601	17,270
1株当たり当期純利益	(円)	70.87	99.71	255.43	260.72
総資産額	(百万円)	222,321	207,342	225,544	280,405
純資産額	(百万円)	183,463	175,730	181,333	189,466
1株当たり純資産額	(円)	2,480.51	2,466.38	2,641.26	2,787.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (2025年3月期)	第27期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	118,617	114,922	118,052	113,925
経常利益	(百万円)	25,579	18,544	25,934	23,140
当期純利益	(百万円)	7,476	7,319	16,107	16,652
1株当たり当期純利益	(円)	102.64	103.04	233.75	251.39
総資産額	(百万円)	206,171	189,025	200,110	225,455
純資産額	(百万円)	182,873	175,175	179,219	178,056
1株当たり純資産額	(円)	2,490.59	2,475.69	2,628.81	2,721.08

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 対処すべき課題

国内のモバイルゲーム市場の成長率は通減しておりますが、依然として巨大な市場規模を維持し、話題性の高い新規ゲームが時折市場を席巻するなど、引き続き魅力的な市場となっております。公営競技市場においては、インターネット経由の販売高の成長率が落ち着きつつありますが、市場としては引き続き現状規模を維持又は緩やかに拡大すると想定しております。また、子供関連市場は、国内で出生数の低下はある一方で、祖父母から孫への支出（6 ポケット）の増加等により成長しております。加えて、海外におきましては、引き続き高いポテンシャルを保持しており、ビジネスチャンスのある市場と認識しております。

このような環境下、当社グループではデジタルエンターテインメント事業の収益規模を維持拡大しつつ、スポーツ事業やライフスタイル事業において第二、第三の収益の柱となる事業を創出し、サステナブルな収益基盤を構築していくことが、対処すべき課題であると認識しております。

デジタルエンターテインメント事業におきましては、引き続き国内において「モンスターストライク」の企画、マーケティング、メディアミックス施策をより強化し、ユーザー利用の拡大及び収益基盤の強化に取り組んでまいります。また海外では、成長著しい新興国市場であるインドにおいて、モンスターストライクのグローバル版「STRIKE WORLD」を2026年2月にソフトローンチしました。同年4月より本格稼働を開始し、海外ユーザーの利用拡大を図ってまいります。

スポーツ事業におきましては、ソーシャルベッティングサービスとしてユニークなポジションを築きつつある「TIPSTAR」をブラッシュアップし、他社との差別化を図ってまいります。加えて、連結子会社である株式会社チャリ・ロト、株式会社ネットドリーマーズ両社の事業成長や、各社サービスのより一層のシナジー創出を行うことで、さらなる成長を目指してまいります。また、海外におきましては、当期に子会社化したPointsBet Holdings Limitedの高いブランド力や独自の技術力と、当社のソーシャルベッティングの運営及びバイラルによるサービス拡大のノウハウを掛け合わせることで、豪州、カナダ市場におけるソーシャルベッティングの確立と市場トッププレイヤーを目指してまいります。

ライフスタイル事業では、引き続き「家族アルバム みてね」の国内外における経済圏の拡大や、「minimo」の成長を目指してまいります。

4. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルエンターテインメント事業	スマートデバイス向けゲームを中心としたサービスの提供
スポーツ事業	プロスポーツチーム運営及びソーシャルベッティングサービスの提供
ライフスタイル事業	インターネットを活用した人々の生活に密着したサービスの運営
投資事業	スタートアップやベンチャーキャピタルへの出資

5. 主要な営業所（2026年3月31日現在）

当社	本社	東京都渋谷区
----	----	--------

6. 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,116名（433名）	399名増（14名減）

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ399名増加したのは、主に当社の連結子会社であるMIXI Australia Pty Ltdが、PointsBet Holdings Limitedの株式を取得し、同社及び同子会社6社を当社の連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,316名（50名）	57名増（10名減）	38.1歳	6.2年

- (注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン	27,900百万円
株式会社三井住友銀行	15,977百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行他5行からの協賛融資によるものであります。

8. 資金調達の状況

当連結会計年度において、2025年9月に当社の連結子会社であるMIXI Australia Pty Ltd（以下、MIXI Australiaという。）が、PointsBet Holdings Limitedの株式を取得し連結子会社化するにあたり、当社は取得資金として短期借入金27,900百万円を調達し、MIXI Australiaに対して、第三者割当増資を実行しました。なお、当該短期借入金は、2026年3月にシンジケートローン契約による長期借入金への借換えを実行しております。

9. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は9,792百万円であります。その主なものは、株式会社チャリ・ロトによる競輪場再整備費用7,326百万円であります。

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社チャリ・ロト	110百万円	100.0%	競輪の車券販売事業
株式会社ネットドリーマーズ	110百万円	100.0%	競馬総合サイトの運営運営
PointsBet Holdings Limited	821百万豪ドル	66.4%	オーストラリア及びカナダにおけるスポーツベッティング事業を行う子会社の持株会社

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

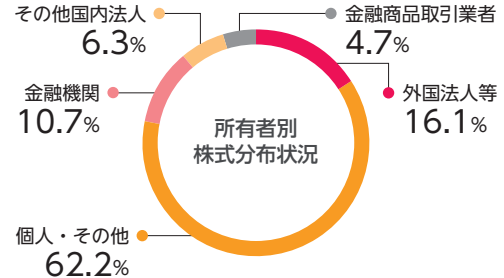
2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 264,000,000株

2. 発行済株式の総数 71,330,850株
(自己株式6,224,404株を含む)

3. 株主数 24,636名

4. 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数 (株)	持株比率(%)
笠原 健治	32,521,900	49.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,312,200	8.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,614,700	2.48
木村 弘毅	1,414,800	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,108,647	1.70
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,017,362	1.56
THE BANK OF NEW YORK 133612	908,300	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	580,223	0.89
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	507,079	0.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	505,186	0.78

(注) 1. 持株比率は、自己株式（6,224,404株）を控除して計算し、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 木村 弘毅の持株数には役員持株会における持株数を含めておりません。

3. 笠原 健治の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社マーキュリー・リーフが所有する株式数2,000,000株及び株式会社マーキュリー・スプラウトが所有する株式数2,000,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年6月21日開催の当社第24期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。2025年6月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月16日付で取締役（社外取締役を除く）3名に対し、自己株式104,300株の処分を行いました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2017年8月8日	2018年8月9日
区分及び保有者数	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役1名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	470個 (注) 1	285個 (注) 1	954個 (注) 1
目的となる株式の種類及び数	普通株式 47,000株 (注) 1	普通株式 28,500株 (注) 1	普通株式 95,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2	1円 (注) 2	1円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,898円	3,945円	1,381円
新株予約権の行使期間	自 2016年8月30日 至 2046年8月29日	自 2017年8月30日 至 2047年8月29日	自 2018年8月30日 至 2048年8月29日
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

名称	第17回新株予約権	第19回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年6月26日	2020年6月26日	2021年6月25日
区分及び保有者数	取締役2名 (社外取締役を除く)	取締役2名 (社外取締役を除く)	取締役2名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	1,736個 (注) 1	1,606個 (注) 1	765個 (注) 1
目的となる株式の種類及び数	普通株式 173,600株 (注) 1	普通株式 160,600株 (注) 1	普通株式 76,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2	1円 (注) 2	1円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	929円	1,066円	1,577円
新株予約権の行使期間	自 2019年7月17日 至 2049年7月16日	自 2020年7月14日 至 2050年7月13日	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

名称	第23回新株予約権
決議年月日	2022年6月28日
区分及び保有者数	取締役2名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	735個 (注) 1
目的となる株式の種類及び数	普通株式 73,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,081円
新株予約権の行使期間	自 2022年7月14日 至 2052年7月13日
新株予約権の行使の条件	(注) 3

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、①当社取締役会が、当社の取締役の地位のみならず当社の上級執行役員又は執行役員の地位のいずれの地位も喪失した日と別に定める場合は、当該日とし、②下記(2) ①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、上級執行役員、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日とする。）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、上級執行役員、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
 - ② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（上級執行役員又は執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 上級執行役員	木 村 弘 毅	
取 締 役 上級執行役員	島 村 恒 平	
取 締 役 上級執行役員	村 瀬 龍 馬	
取締役ファウンダー 上級執行役員	笠 原 健 治	Vantageスタジオ本部長
取 締 役	藤 田 明 久	サインポスト株式会社 社外取締役 株式会社リップス 社外取締役 株式会社イルグルム 社外取締役
取 締 役	渡 瀬 ひ ろ み	株式会社アーレア 代表取締役 株式会社フジ 社外取締役 日置電機株式会社 社外取締役
取 締 役	河 合 俊 明	
常 勤 監 査 役	西 村 裕 一 郎	
監 査 役	上 田 望 美	紀尾井坂テームス総合法律事務所 パートナー アンリツ株式会社 社外取締役 株式会社鳥羽洋行 社外監査役
監 査 役	高 山 清 子	高山清子公認会計士事務所 代表 株式会社SHOEI 社外取締役 株式会社東京精密 監査等委員である社外取締役 株式会社ハイクラリティ 代表取締役

- (注) 1. 取締役藤田明久氏、取締役渡瀬ひろみ氏及び取締役河合俊明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役西村裕一郎氏、監査役上田望美氏及び監査役高山清子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役西村裕一郎氏は、長年にわたり人事及び総務の経験を重ねてきており、管理業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役上田望美氏は、弁護士の資格を有しており、法律及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役高山清子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役藤田明久氏、取締役渡瀬ひろみ氏、取締役河合俊明氏、常勤監査役西村裕一郎氏、監査役上田望美氏及び監査役高山清子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 上記社外取締役、社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。

2. 当事業年度中に辞任又は解任された取締役及び監査役

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	株式基本報酬	成果報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	224百万円 (35百万円)	79百万円	232百万円	536百万円 (35百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	34百万円 (34百万円)	—	—	34百万円 (34百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等限度額は、2016年6月28日開催の第17期定時株主総会、及び、これに対する2023年6月21日開催の第24期定時株主総会における変更により、月例報酬と株式報酬（譲渡制限付株式）を付与するための金銭報酬債権を併せて年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただいております。なお、2023年6月21日開催の第24期定時株主総会の決議に係る取締役の員数は7名（うち社外取締役の員数は3名）となります。また、当該報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役の報酬等限度額は、2004年8月26日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役の員数は1名となります。
4. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況は事業報告の「2. 会社の株式に関する事項」における「5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式の割当は各事業年度において当社普通株式30万株を上限とし、また、譲渡制限付株式の割当を受ける取締役は当社との間で、割当を受けた取締役が譲渡制限付株式の交付日から最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社及び当社子会社並びに関係会社の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、これらの地位のいずれも退任又は退職した時点をもって譲渡制限が解除されること等を内容とした譲渡制限付株式割当契約を締結しております。
5. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式に係る当事業年度の費用計上額（取締役305百万円）を含んでおります。

4. 報酬の決定方針に関する事項

① 基本方針

取締役報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、現金報酬と当社株式報酬との割合を適切に設定することを基本方針としています。

② 報酬体系

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本方針に基づき、月例の『現金報酬』と、定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』の2種の形態にて支給しています。具体的には、報酬を「基本報酬」、「株式基本報酬」、「成果報酬」の3点で構成し、それぞれの支給形態は、「基本報酬」は『現金報酬』、「株式基本報酬」は『株式報酬（譲渡制限付株式）』、「成果報酬」は月例の『現金報酬』及び定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』から当人が選択した形態としています。「基本報酬」、「株式基本報酬」と「成果報酬」の割合は、当社の過去の実績及び外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データを参考に役割や責務、役位等に基づき案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

社外取締役の報酬構成については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から、業績に連動しない月例の『現金報酬』のみとします。

なお、取締役に対する退職慰労金制度は設けません。

《取締役の報酬の構成（成果報酬に係る評価が標準の場合）》

基本報酬 (現金)	株式基本報酬 (RS)	成果報酬 (現金及びRSから選択)
固定報酬		変動報酬

③ 報酬の決定方法

取締役の報酬の決定方法はそれぞれ以下のとおりです。

・取締役（社外取締役を除く）の報酬

「基本報酬」及び「株式基本報酬」は、代表権の有無及び取締役の役割や責務、役位等に応じて報酬額を決定しています。「株式基本報酬」については、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや当社の株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人（かかる役職の名称が変更される場合、当該名称変更後の役職を含む。）のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間、譲渡が制限される譲渡制限付株式（当社普通株式）を交付することとし、当該譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給することとします。「成果報酬」については、役位及び担当の別に応じてあらかじめ評価割合を定め、全社の前期業績及び各人の期待役割に対する実績の総合評価を行い、基本報酬に準じて決定される成果報酬のベース金額に総合評価に応じた評価係数を乗じて報酬額を決定しています。また、業績評価は全社の売上

高、営業利益及び当期純利益を対予算達成率、対前年度増減率で評価するものとします。なお、「成果報酬」として定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』が選択された場合の当該報酬の内容については、前述した内容と同様とし、前述のとおり決定された成果報酬の額に相当する金銭報酬債権を支給するものとします。

【成果報酬の決定方法】

	全社業績評価	個別役割評価
評価指標	連結売上高 連結営業利益 連結当期純利益	-
代表取締役社長 評価割合	50%	50%
その他社内取締役 評価割合	40%	60%

- (注) 1. 業績評価については、業績の向上及び企業価値向上のための指標として重要であると認識していることから、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益を指標としています。その他、ROEの結果を踏まえ、指名・報酬委員会において、全社業績評価の引き上げ・引き下げを検討します。
2. 成果報酬の各指標の概況として、全社の業績評価指標である連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益については、連結売上高の対予算達成率及び対前年度増減率はいずれも標準を上回る評価となりました。連結営業利益の対予算達成率は標準を上回る評価となりましたが、対前年度増減率は標準を下回る評価となりました。連結当期純利益の対予算達成率は標準を上回る評価となり、対前年度増減率は標準評価となりました。これらの結果、全社業績評価は標準を上回る評価となりました（当事業年度における連結売上高は171,369百万円、連結営業利益は22,256百万円、連結当期純利益は16,552百万円です）。

・社外取締役の報酬

外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データ等を参考に、担当職務等に応じて現金報酬額を決定しています。

④ 決定プロセス

社外取締役を除く取締役の報酬体系や報酬の決定方法については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会（全ての社外取締役及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名を委員として構成）の審議を踏まえ、取締役会にて決定しています。

取締役の個人別報酬の決定については、取締役会にて決議しています。なお、社外取締役を除く取締役については、取締役会決議の前に指名・報酬委員会の審議を経るものとしています。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

6. 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	活 動 状 況
取 締 役	藤 田 明 久	100% 17回／17回中	—	上場企業等の経営者として企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、当社指名・報酬委員会の委員長として、指名・報酬領域における議論を牽引しております。
取 締 役	渡 瀬 ひろみ	100% 17回／17回中	—	数多くの企業の経営者として企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取 締 役	河 合 俊 明	100% 12回／12回中	—	メディア事業の経営者として企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
常 勤 監 査 役	西 村 裕 一 郎	100% 17回／17回中	100% 17回／17回中	常勤監査役として、ガバナンス向上、内部統制強化に向けた活動を日常行うとともに、取締役会・監査役会において適宜必要な発言を行っております。また会計監査人、内部監査室とよく連携し、経営の健全性及び適正性確保に寄与しております。
監 査 役	上 田 望 美	94% 16回／17回中	100% 17回／17回中	弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。
監 査 役	高 山 清 子	94% 16回／17回中	100% 17回／17回中	公認会計士としての豊富な専門知識と他社での社外役員経験から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	197百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	197百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、PointsBet Holdings Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、「MIXI GROUP ビジネスコンダクトガイドライン」及び「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムや教育等を通じて全役職員に周知、徹底する。
 - ② 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。
 - ③ 法令及び定款違反等の行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。
 - ④ 当社グループでは、法令・定款違反等の行為が発生した場合又はそのおそれが発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、個人情報及び重要な営業秘密、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ安全に保存・管理する体制を構築する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関としてリスク・コンプライアンス担当の上級執行役員又は執行役員（以下「リスク管理等担当執行役員」という。）を任命する。リスク管理等担当執行役員を責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努める。また、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保するよう努める。
 - ② 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。
 - ② 当社は、当社取締役社長をはじめとした各取締役、各上級執行役員、各執行役員及び各本部長の間で、当社各部門及び各グループ会社の事業の状況に関する情報を定期的に報告させ又は共有するとともに、重要事項について必要がある場合には適時に適切な指導・助言を行う。
 - ③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役職務を補助する部門（以下「監査役室」という。）を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- (7) 当社監査役職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。
 - ② 監査役職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。
- (8) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。
 - ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができるものとする。
 - ③ 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。
- (9) 当社グループの取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。
- (10) (8) 及び (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令又は内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (11) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役が職務

執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- ② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。
- ③ 当社グループでは、監査役と会計監査人との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、当社の代表取締役、取締役、及び執行役員へのヒアリング、社外取締役との連絡会、執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの機会を確保するなど、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会において、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役や監査役が、有する知見と経験を活かし、取締役の職務執行の監視・監督を行っています。

取締役会等の重要会議の議事録や、決裁記録等の業務執行の意思決定等に関する重要な記録・文書については、文書管理規程及び情報セキュリティに関連する規程に従い、適切に保管管理をしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みについて

当社グループのコンプライアンス体制の構築と個別の業務執行についてコンプライアンス確保の支援を目的とする部門を設置し、当社グループの各事業のコンプライアンス確保に努めています。

また、「MIXI GROUP ビジネスコンダクトガイドライン」及び「倫理規程」等の社内規程に基づき、当社グループ役職員に対し、コンプライアンス教育及び情報セキュリティ教育その他職務に応じた研修等を実施しております。

また、外部弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組みについて

リスク管理等担当執行役員を選任するとともに、同役員を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの重要な事業についてリスクの把握、評価、対応策の指示等のリスク管理活動を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

当社グループは、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを実施しております。また、当社グループの業

務執行の重要事項について、取締役、監査役、上級執行役員及び執行役員等に対する情報の共有を定期的に実施しております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報の交換を行っております。

(6) 監査役による監査について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役、企業集団の取締役、内部監査室その他社員と意見交換等を行い、取締役の職務執行の監査を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、将来の成長に必要な事業開発、研究開発、M&Aなどの投資を実施することにより、企業価値の持続的な向上を目指しながら、連結配当性向20%又は株主資本配当率（DOE）5%を目安に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の年間配当金につきましては、1株当たり120円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当を1株当たり60円にて実施しており、期末配当金は1株当たり60円となります。

これまで当社は、利益水準に左右されない安定的な株主還元を行うため、DOE 5%を目安に配当の維持もしくは増配を行ってまいりました。今後は利益成長局面への移行を踏まえ、連結配当性向の目安を20%から40%へ引き上げ、株主還元を強化してまいります。DOE 5%を目安とする方針を維持しつつ、連結配当性向を引き上げることにより、これまでよりも利益成長を株主還元に反映することが可能な方針といたしました。

上記方針に基づき、次期（2027年3月期）の配当につきましては、年間配当金として1株当たり125円（うち中間配当金60円）を予定しております。

なお、自己株式の取得につきましては、事業の状況や見通しを踏まえ必要に応じて機動的に実施してまいります。また、自己株式の保有につきましては、発行済株式総数の5%程度を目安とし、超過する部分は原則として消却することを方針としております。

今後も株主還元の充実を図るとともに、中長期的な成長投資にも積極的に取り組むことで、企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	176,340	流動負債	40,022
現金及び預金	111,560	短期借入金	4,927
受取手形及び売掛金	15,811	未払金	16,490
営業投資有価証券	31,898	未払法人税等	4,209
有価証券	2,853	未払消費税等	971
商品	985	賞与引当金	2,124
その他	13,484	その他	11,300
貸倒引当金	△252	固定負債	50,916
固定資産	104,064	長期借入金	40,223
有形固定資産	25,180	繰延税金負債	9,937
建物及び構築物	18,378	その他	755
工具、器具及び備品	3,173	負債合計	90,939
土地	2,699	純資産の部	
建設仮勘定	754	株主資本	175,070
その他	175	資本金	9,698
無形固定資産	60,551	資本剰余金	9,675
のれん	23,827	利益剰余金	174,756
顧客関連資産	14,033	自己株式	△19,060
商標権	7,738	その他の包括利益累計額	6,422
ソフトウェア	14,657	その他有価証券評価差額金	2,656
その他	293	為替換算調整勘定	3,765
投資その他の資産	18,332	新株予約権	896
投資有価証券	4,618	非支配株主持分	7,077
長期貸付金	5,616		
繰延税金資産	3,053		
その他	5,878		
貸倒引当金	△834		
資産合計	280,405	純資産合計	189,466
		負債純資産合計	280,405

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		171,369
売上原価		57,779
売上総利益		113,590
販売費及び一般管理費		91,334
営業利益		22,256
営業外収益		
受取利息	311	
受取配当金	97	
為替差益	2,269	
持分法による投資利益	31	
貸倒引当金戻入額	694	
その他	472	3,878
営業外費用		
支払利息	448	
支払手数料	581	
その他	404	1,433
経常利益		24,700
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社株式売却益	273	
貸倒引当金戻入額	210	
その他	46	539
特別損失		
固定資産除売却損	80	
減損損失	104	
支払負担金	83	
持分変動損失	74	
その他	10	354
税金等調整前当期純利益		24,885
法人税、住民税及び事業税	8,549	
法人税等調整額	△216	8,332
当期純利益		16,552
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△718
親会社株主に帰属する当期純利益		17,270

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	9,698	9,669	173,149	△17,491	175,026
当期変動額					
剰余金の配当			△8,377		△8,377
親会社株主に帰属する当期純利益			17,270		17,270
自己株式の取得				△9,499	△9,499
自己株式の処分		△227		870	643
自己株式の消却		△7,061		7,061	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		7,288	△7,288		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6			6
持分法の適用範囲の変動			1		1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	6	1,606	△1,568	44
2026年3月31日残高	9,698	9,675	174,756	△19,060	175,070

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
2025年4月1日残高	3,070	883	3,954	1,082	1,270	181,333
当期変動額						
剰余金の配当						△8,377
親会社株主に帰属する当期純利益						17,270
自己株式の取得						△9,499
自己株式の処分						643
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						6
持分法の適用範囲の変動						1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△413	2,881	2,467	△186	5,806	8,088
当期変動額合計	△413	2,881	2,467	△186	5,806	8,132
2026年3月31日残高	2,656	3,765	6,422	896	7,077	189,466

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数	32社
・主要な連結子会社の名称	株式会社チャリ・ロト 株式会社ネットドリーマーズ PointsBet Holdings Limited

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるMIXI Australia Pty LtdがPointsBet Holdings Limitedの株式を取得したことに伴い、同社及び同社の子会社6社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社Keitanは清算により連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社イー・マーキュリー他3社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

・持分法適用の関連会社の数	4社
・主要な持分法適用会社の名称	ビットバンク株式会社 株式会社ハブ

当連結会計年度において、株式会社デコルテ・ホールディングスの株式の一部を売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社名等

株式会社イー・マーキュリー

(持分法を適用しない理由)

株式会社イー・マーキュリー他3社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund I, L.P.他3社の決算日は12月末日、東京フットボールクラブ株式会社の決算日は1月末日、AAファンド投資事業有限責任組合他1社の決算日は2月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。また、株式会社千葉ジェッツふなばしの決算日は6月末日であります、仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

連結子会社のうち決算日が12月末日であった株式会社ラブグラフは、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ってりましたが、当連結会計年度より決算日を3月末日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度は、2025年1月1日から2026年3月31日までの15ヶ月間を連結しており、決算期変更に伴う影響額は連結損益計算書を通じて調整しております。なお、この変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度において、MIXI Australia Pty Ltd及び同社の子会社であるPointsBet Holdings Limited他6社は決算日を6月末日から3月末日に変更し、連結決算日と同一となっております。この変更に伴う連結計算書類への影響はありません。

(4) 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月28日)を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商

品……………

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有 形 固 定 資 産 …………… 主に定率法を採用しております。

(リース資産を除く) …………… ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 …………… 2～50年

工具、器具及び備品 …………… 2～20年

ロ. 無 形 固 定 資 産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) …………… なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア …………… 2～5年

商 標 権 …………… 経済的耐用年数（5～19年）に基づいて償却しております。

顧 客 関 連 資 産 …………… 経済的耐用年数（5～19年）に基づいて償却しております。

その他無形資産 …………… 経済的耐用年数（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リ ー ス 資 産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. の れ ん …………… 効果の発現する期間を個別に見積もり、その期間（4～13年）で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リバート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社グループは、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等が有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. 競馬情報サイト「netkeiba.com」のサービス運営

当社グループは、競馬情報サイト「netkeiba.com」を活用し、有料会員向けの情報や予想家による勝負予想情報「ウまい馬券」を提供するサービスを提供しております。有料会員向けの情報提供定額制サービスに係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。「ウまい馬券」に係る収益は、主として当社グループが対象となる情報を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、情報の引渡時点で収益を認識しております。

ハ. 競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社グループは、競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

二. 海外スポーツベッティングサービスの運営

当社グループは、海外においてスポーツベッティングサービスを提供しております。当該収益は顧客との契約に基づき、賭けの対象となる事象の結果が確定し、決済された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社グループは、同様の仕組みにより提供するiGamingサービスについても、同様の方法により収益を認識しております。

ホ. プロスポーツチームの運営

当社グループは、「千葉ジェッツふなばし」及び「FC東京」のプロスポーツチーム運営を行っております。主な収益である広告料収入については、ユニフォーム、試合会場内の看板、その他印刷物を広告媒体として提供しております。広告の掲載・企画が一定期間にわたるものは時の経過に従い履行義務が充足されると判断していることから契約期間等の一定期間にわたって収益を認識しております。また、広告を単独の試合・企画のみで掲載する場合は興業時に履行義務が充足されると判断していることから興業終了時の一時点で収益を認識しております。

ヘ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社グループは、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ト. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社グループは、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

チ、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社グループは、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に係る注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「構築物」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「建物及び構築物」として区分掲記いたしました。これに伴い、当連結会計年度より、「有形固定資産」の「建物」は「建物及び構築物」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに係る注記

(営業投資有価証券及び投資有価証券の減損)

当社グループでは決算日において、営業投資有価証券31,898百万円、投資有価証券4,618百万円を計上しており、そのうち非上場株式等（持分法適用会社株式を除く）14,969百万円についての減損の検討は、下記のように実施しております。

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額又は時価が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(のれん及びその他無形固定資産の減損)

当社グループは決算日において、企業結合取引により識別したのれん、ソフトウェア、顧客関連資産、商標権等56,729百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、下記の4段階にて実施しております。

(1) 無形固定資産等の含まれる資産又は資産グループ(以下「資産グループ」)の識別

減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」)は資産グループごとに識別しておりますが、当社ではその決定にあたり、子会社ごとに異なった事業を営んでいることから、主に子会社ごとにグループイングを行っております。

(2) 減損の兆候の識別

当該資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等に、減損の兆候を識別しております。

(3) 減損の認識

減損の兆候があった資産グループについては中長期の事業計画等を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、資産グループの帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

(4) 減損の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

当社の連結子会社であるMIXI Australia Pty Ltdは、国際財務報告書基準を適用しており、のれんを含む資金生成単位グループについては、減損の兆候があるときに加え、每期減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定されます。

また、当該のれんについては、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月28日)を適用し、その効果の及ぶ期間を合理的に見積り、当該期間において定額法により償却を行っております。

上記キャッシュ・フローの算定に使用する将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定は、取得時の事業計画をベースに、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算に反映している変化点及び将来的に継続する変化点を織り込んだ過去の実績や当社経営陣により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定しております。これらは事業戦略の変更や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の変更が必要となった場合、認識される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(PointsBet Holdings Limitedの取得原価の配分)

当社グループは2025年9月22日において、PointsBet Holdings Limitedの議決権の66.4%を取得し連結子会社としました。企業結合の概要及び計上金額等は「9. 企業結合等に関する注記」をご参照ください。

取得原価の配分における無形固定資産の公正価値は、資産の種類に応じて、コストアプローチ（再調達原価法）、マーケットアプローチ（ロイヤリティ免除法）、インカムアプローチ（超過収益法）を用いて算定しております。無形固定資産の公正価値の見積りにあたっては、既存顧客の減少率、ロイヤリティ料率、対象資産から生み出される将来キャッシュ・フロー及び割引率等について一定の仮定が含まれます。のれんについては、取得原価から受け入れた識別可能な資産及び引き受けた負債を差し引いて算出しております。

将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、重要な仮定が変動した場合、将来減損の兆候があると判断され、その結果必要となる減損損失の認識の判定結果に基づき、減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

売掛金 15,811百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,532百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物 3,997百万円

土地 2,698百万円

計 6,696百万円

②担保に係る債務

短期借入金 1,833百万円

長期借入金 5,218百万円

計 7,051百万円

(4) 非連結子会社及び関連会社に対する残高

投資有価証券（株式） 4,075百万円

(5) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 4,757百万円

(6) 貸出コミットメント契約

当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロトは、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 10,045百万円

借入実行残高 3,000百万円

差引額 7,045百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

事業	用途	場所	種類	金額(百万円)
スポーツ事業	事業用資産	福島県南相馬市 他	建物及び構築物、工具、器具及び備品 他	100

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロトが保有する固定資産の一部について、今後の事業計画を踏まえ、想定していた収益が見込めなくなったことから、減損損失を認識しております。

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	73,730,850株	一株	2,400,000株	71,330,850株

(変動事由の概要)

自己株式の消却に伴う減少 2,400,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	4,404	65	2025年3月31日	2025年6月11日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	3,972	60	2025年9月30日	2025年12月15日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,906	60	2026年3月31日	2026年6月12日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第13回新株予約権 (2016年8月5日取締役会決議分)	普通株式	47,000株
第14回新株予約権 (2017年8月8日取締役会決議分)	普通株式	28,500株
第15回新株予約権 (2018年8月9日取締役会決議分)	普通株式	95,400株
第17回新株予約権 (2019年6月26日取締役会決議分)	普通株式	173,600株
第19回新株予約権 (2020年6月26日取締役会決議分)	普通株式	160,600株
第21回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分)	普通株式	76,500株
第23回新株予約権 (2022年6月28日取締役会決議分)	普通株式	73,500株
第24回新株予約権 (2023年2月27日取締役会決議分)	普通株式	67,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、営業投資有価証券、投資有価証券、有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。有価証券については、外貨建MMFであり、安全性の高い金融商品であります。為替変動のリスクに晒されております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）があります。未払金については、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であります。長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）については、主に投融資及び子会社の設備投資に係る資金調達であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券（MMF）、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
営業投資有価証券	6,570	6,570	－
投資有価証券			
関係会社株式	674	2,270	1,595
その他有価証券	501	501	－
長期貸付金	5,827		
貸倒引当金 (*2)	△1,027		
	4,800	4,800	－
敷金及び保証金 (*3) (*4)	1,288	1,233	△55
資産計	13,835	15,375	1,540
長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	(45,150)	(45,150)	△0
長期未払金（一年内返済長期未払金を含む）	(160)	(155)	△4
負債計	(45,310)	(45,306)	△4

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) 敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

(*4) 敷金及び保証金のうち、500百万円については、返還時期が未定であることから、時価の算定が困難であるため「敷金及び保証金」には含めておりません。

(*5) 市場価格のない株式等は「営業投資有価証券」及び「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式（非上場）	3,400
営業投資有価証券（非上場）	12,819
投資有価証券（非上場）	41

(*6) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金	12,508

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	111,560	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,811	—	—	—
長期貸付金 (*1)	—	—	—	4,800
合計	127,372	—	—	4,800

(*1) 償還予定額が見込めない1,027百万円は含めておりません。

(注2) 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	4,927	3,438	3,438	3,503	3,501	26,341

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券	4,461	—	2,108	6,570
投資有価証券				
その他有価証券	501	—	—	501
資産計	4,962	—	2,108	7,071

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	2,270	—	—	2,270
長期貸付金	—	4,800	—	4,800
敷金及び保証金	—	1,233	—	1,233
資産計	2,270	6,033	—	8,304
長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	—	(45,150)	—	(45,150)
長期未払金（一年内返済長期未払金を含む）	—	(155)	—	(155)
負債計	—	(45,306)	—	(45,306)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価法を用いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合は、レベル3の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。以上により、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年以内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表上は、流動負債「短期借入金」に4,927百万円が含まれております。）は、長期借入金に含めて表示しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、将来の支払予定額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年内返済予定の長期未払金（連結貸借対照表上は、流動負債「未払金」に46百万円が含まれております。）は、長期未払金に含めて表示しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	営業投資有価証券 及び投資有価証券
期首残高	2,777
当期の損益に計上 (*1)	△94
その他の包括利益に計上 (*2)	59
購入、売却、発行及び決済等	△633
期末残高	2,108
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において 保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*1)	△94

(*1) 連結損益計算書の「売上原価」に含まれております。

(*2) 連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価評価のプロセスの説明

当社グループは財務諸表の作成を担当している部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの仕様に係る手続きを定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、保有から一定期間が経過していないものにつきましては、直近の取引価格をもって時価としております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結計算書類 計上額 (注) 2
	デジタルエンター テインメント事業	スポーツ 事業	ライフスタイル 事業	投資事業	計		
売上高							
顧客との契約から生 じる収益 (注) 3	83,889	65,848	17,159	—	166,898	31	166,929
その他の収益	—	—	—	4,440	4,440	—	4,440
外部顧客への売上高	83,889	65,848	17,159	4,440	171,338	31	171,369
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	0	—	0	△0	—
計	83,889	65,848	17,159	4,440	171,338	31	171,369
セグメント利益	43,050	5,088	876	1,001	50,017	△27,761	22,256
その他の項目							
減価償却費	203	5,693	197	0	6,094	804	6,899
のれん償却額	—	1,679	341	—	2,021	—	2,021
減損損失	0	103	—	—	104	—	104

(注) 1. セグメント利益の調整額△27,761百万円には、報告セグメントの減価償却費△6,094百万円及びのれん償却額△2,021百万円並びに各セグメントに配分していない全社売上31百万円、全社費用△19,676百万円が含まれております。全社項目は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門の項目であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当社グループの売上高としては、主にデジタルエンターテインメント事業におけるスマートデバイス向けゲームである「モンスターストライク」で構成されております。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項」をご参照ください。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

・ 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	15,812
顧客との契約から生じた債権（当期末）	15,811
契約負債（当期首）	4,180
契約負債（当期末）	4,757

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,180百万円であります。

・ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

PointsBet Holdings Limited

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称：PointsBet Holdings Limited及び同社子会社6社

取得した事業の内容：オーストラリア及びカナダにおけるスポーツベッティング事業

② 企業結合を行った理由

当社のソーシャルベッティングサービスを海外市場で更に拡大していくためには、PointsBet Holdings Limitedの有する事業基盤を活用しベッティングシステム及びオペレーションの拡大・向上を行いつつ、当社が日本国内事業で蓄積したソーシャル機能に関する知見・強みを組み合わせることで、シナジーを実現していくことが最適だと判断いたしました。

③ 企業結合日

2025年9月22日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

PointsBet Holdings Limited

⑥ 取得した議決権比率

66.4%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるMIXI Australia Pty Ltdが、PointsBet Holdings Limitedの株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	28,174百万円
取得原価		28,174百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー・調査費用等 1,773百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん金額 16,533百万円
- ② 発生原因 被取得企業に係る取得企業の持分額と取得原価との差額により、発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間 12年間にわたって均等償却します。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,390百万円
固定資産	29,309百万円
資産合計	32,699百万円
流動負債	7,018百万円
固定負債	8,182百万円
負債合計	15,201百万円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
ソフトウェア	11,433百万円	4年
商標権	5,552百万円	19年
顧客関連資産	9,702百万円	11年
合計	26,688百万円	10年

(8) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	13,449百万円
営業損失（△）	△4,775百万円
税金等調整前当期純損失（△）	△4,778百万円
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△3,011百万円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、当該概算額には、企業結合時に認識したのれん等が当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額の調整を行い、算定しております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,787円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	260円72銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

(1) 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 2,800,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合3.93%) |
| ③ 消却予定日 | 2026年5月29日 |
| ④ 消却後の発行済株式総数 | 68,530,850株 |

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	126,050	流動負債	22,173
現金及び預金	83,754	1年内返済予定の長期借入金	2,790
受取手形及び売掛金	10,310	未払金	9,157
営業投資有価証券	19,403	未払費用	10
有価証券	2,853	契約負債	2,356
商品	600	未払法人税等	2,771
前渡金	197	未払消費税等	499
前払費用	2,460	預り金	2,773
短期貸付金	937	賞与引当金	1,708
その他	6,327	ポイント引当金	29
貸倒引当金	△795	その他	77
固定資産	99,404	固定負債	25,225
有形固定資産	4,700	長期借入金	25,110
建物	3,393	長期未払金	113
工具、器具及び備品	1,290	リース債務	1
建設仮勘定	12		
その他	3	負債合計	47,398
無形固定資産	492	純資産の部	
ソフトウェア	126	株主資本	174,628
その他	366	資本金	9,698
投資その他の資産	94,211	資本剰余金	9,668
投資有価証券	178	資本準備金	9,668
関係会社株式	57,006	利益剰余金	174,321
出資金	112	その他利益剰余金	174,321
関係会社出資金	10,463	オープンイノベーション	2,344
長期貸付金	22,103	促進積立金	
破産更生債権等	3	繰越利益剰余金	171,976
長期前払費用	1,055	自己株式	△19,060
敷金及び保証金	3,076	評価・換算差額等	2,531
繰延税金資産	3,029	その他有価証券評価差額金	2,531
貸倒引当金	△2,817	新株予約権	896
資産合計	225,455	純資産合計	178,056
		負債純資産合計	225,455

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		113,925
売上原価		25,017
売上総利益		88,907
販売費及び一般管理費		66,120
営業利益		22,787
営業外収益		
受取利息	327	
受取配当金	123	
為替差益	434	
受取和解金	225	
その他	207	1,316
営業外費用		
支払利息	268	
投資事業組合運用損	186	
支払手数料	378	
その他	130	963
経常利益		23,140
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社株式売却益	259	
貸倒引当金戻入額	158	
その他	10	437
特別損失		
固定資産除売却損	6	
減損損失	0	
関係会社株式評価損	35	
その他	0	43
税引前当期純利益		23,535
法人税、住民税及び事業税	6,349	
法人税等調整額	533	6,883
当期純利益		16,652

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年4月1日残高	9,698	9,668	－	9,668	2,823	170,511	173,334
当期変動額							
剰余金の配当						△8,377	△8,377
当期純利益						16,652	16,652
自己株式の取得							
自己株式の処分			△227	△227			
自己株式の消却			△7,061	△7,061			
オープンイノベーション促進積立金の積立・取崩					△478	478	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			7,288	7,288	－	△7,288	△7,288
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△478	1,465	986
2026年3月31日残高	9,698	9,668	－	9,668	2,344	171,976	174,321

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2025年4月1日残高	△17,491	175,210	2,926	2,926	1,082	179,219
当期変動額						
剰余金の配当		△8,377				△8,377
当期純利益		16,652				16,652
自己株式の取得	△9,499	△9,499				△9,499
自己株式の処分	870	643				643
自己株式の消却	7,061	－				－
オープンイノベーション促進積立金の積立・取崩		－				－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	△395	△395	△186	△581
当期変動額合計	△1,568	△581	△395	△395	△186	△1,163
2026年3月31日残高	△19,060	174,628	2,531	2,531	896	178,056

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式及び関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
(営業投資有価証券を含む)
市場価格のない株式等以外のもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品 …………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く)
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 …………… 8～50年
工具、器具及び備品 …………… 2～15年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リバート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積もり利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等が有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社は、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

ハ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社は、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

二. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社は、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ホ. サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社は、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券、投資有価証券及び関係会社株式の減損)

当社では決算日において、営業投資有価証券19,403百万円、投資有価証券178百万円、関係会社株式57,006百万円を計上しております。そのうち非上場株式等は、営業投資有価証券3,879百万円及び投資有価証券28百万円、関係会社株式55,445百万円であり、これらについての減損の検討は、下記のように実施しております。

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額又は時価が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,997百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,225百万円

長期金銭債権 21,472百万円

短期金銭債務 5,257百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入等に関する保証予約

株式会社チャリ・ロト 14,490百万円

自治体との契約に関する連帯保証

株式会社チャリ・ロト(注) 500百万円

仕入債務に関する連帯保証

株式会社スフィダンテ(注) 1,930百万円

(注)連帯保証の保証総額を記載しております。

上記のほか、海外事業において関係会社の銀行保証を一定の水準に維持すること等を約した保証契約を政府当局と締結しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 12,306百万円

営業費用 4,583百万円

営業取引以外の取引による取引（収入分） 296百万円

営業取引以外の取引による取引（支出分） 7百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,224,404 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	2,775百万円
営業投資有価証券	2,254百万円
関係会社株式	2,418百万円
貸倒引当金	1,138百万円
賞与引当金	538百万円
未払金	195百万円
未払事業税	175百万円
資産除去債務	101百万円
新株予約権	272百万円
株式報酬費用	239百万円
契約負債	298百万円
商品評価損	87百万円
その他	172百万円
繰延税金資産小計	10,668百万円
評価性引当額	△6,474百万円
繰延税金資産合計	4,193百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,164百万円
繰延税金負債合計	△1,164百万円
繰延税金資産の純額	3,029百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議 決 権 等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取 引 金 額 (百 万 円)	科目	期 末 残 高 (百 万 円)
子 会 社	株 式 会 社 チャリ・ロト	東京都 渋谷区	110百万円	競輪の車券 販売事業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 業務の受託	業務の受託	12,101	売掛金	2,113
									未払金	2,612
							CMS (注) 1	—	預り金	635
							資金の貸付 (注) 2	—	短期貸付金	527
							利息の受取	24	—	—
							保証予約 (注) 3	14,490	—	—
子 会 社	株 式 会 社 MIXI Global Investments	東京都 渋谷区	15百万円	投資関連事 業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	780	長期貸付金 (注) 4	2,297
							利息の受取	17	未収利息	9
子 会 社	MIXI Australia Pty Ltd	オーストラリア ビクトリア州	264百万豪 ドル	海外ベッテ ィング事業 の持株会社	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	9,627	長期貸付金	9,627
							利息の受取	98	未収利息	98
子 会 社	株 式 会 社 TOKYO- BAYアリーナ マネジメント	東京都 渋谷区	50百万円	多目的アリ ーナの興行 業務及び運 営管理業務	(所有) 直接 66.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	—	長期貸付金	2,310
							利息の受取	22	—	—
関連会社	株 式 会 社 TOKYO- BAYアリーナ	東京都 中央区	100百万円	多目的アリ ーナの賃貸 借事業	(所有) 直接 40.0%	資金の貸付	資金の回収	1,000	長期貸付金	4,800
							利息の受取	53	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。資金の貸付・借入を繰返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 保証予約は、三井住友銀行からの借入14,490百万円に対して付しております。
4. 株式会社MIXI Global Investments に対する長期貸付金について、182百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において75百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,721円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	251円39銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社MIXI
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 池 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MIXIの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MIXI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社MIXI
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 池 誠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MIXIの2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な委託先において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株 式 会 社 M I X I 監査役会

常 勤 監 査 役	西 村 裕一郎	㊞
(社 外 監 査 役)		
社 外 監 査 役	上 田 望 美	㊞
社 外 監 査 役	高 山 清 子	㊞

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。